

議案第 21 号

橋本市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について

橋本市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例

橋本市農業振興地域整備促進協議会条例(平成26年橋本市条例第86号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(組織及び委員) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 略 <u>(2)～(5) 略</u></p>	<p>(組織及び委員) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) 略 <u>(2) 市議會議員</u> <u>(3)～(6) 略</u></p>

附 則

この条例は、平成27年5月1日から施行する。